

嘉麻市空家等対策協議会条例

平成 27 年 9 月 18 日

条例第 36 号

(設置)

第 1 条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)第 7 条及び嘉麻市空家等の適正管理に関する条例(平成 27 年嘉麻市条例第 35 号。以下「条例」という。)第 7 条の規定に基づき、空家等及び法定外空家等に関する総合的な施策について協議を行い、空家等及び法定外空家等に関する対策の推進に資するため、嘉麻市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(全部改正〔令和 4 年条例 11 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

(1) 法第 6 条及び条例第 4 条第 2 項に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関する事項

(2) 法第 14 条に規定する特定空家等に対する措置(同条第 2 項の規定による勧告、同条第 3 項の規定による命令、同条第 6 項に規定する公開による意見の聴取、又は同条第 9 項若しくは第 10 項の規定による代執行をいう。)に関する事項

(3) 条例第 11 条に規定する特定法定外空家等に対する措置(同条第 2 項の規定による勧告、同条第 3 項の規定による命令、同条第 6 項に規定する公開による意見の聴取をいう。)に関する事項

(4) その他空家等及び法定外空家等対策の推進に関し、市長が特に必要と認める事項

(一部改正〔平成 30 年条例 30 号・令和 4 年条例 11 号〕)

(組織)

第 3 条 協議会は、会長及び委員 12 人以内をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員 1 人以内

(2) 識見を有する者 4 人以内

(3) 公共的団体等が推薦する者 3人以内

(4) 関係行政機関職員 2人以内

(5) 市民からの公募による者 2人以内

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(一部改正〔平成30年条例30号〕)

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

(全部改正〔平成30年条例30号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日条例第30号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。